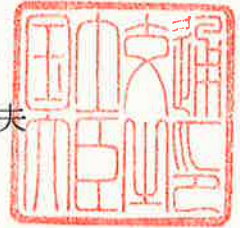


国海員第293号  
令和4年1月25日

交通政策審議会  
会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣  
齊藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第60条第2項の規定により読み替えて適用される同法第57条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第399号

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案について

諮問理由

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針を別紙のとおり改正することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案について

第一 子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成二十二年国土交通省告示第七百三号）の

一部改正

一 妊娠又は出産等の申出をした船員に対する育児休業に関する制度等の個別周知及び育児休業申出に係る意向確認のための措置を講ずるに当たって、次に掲げる事項を定めることとする。

1 育児休業の取得を控えさせるような形での個別周知及び意向確認の措置の実施は認められないこと。

2 意向確認のための措置については、事業主から船員に対して、意向確認のための働きかけを行えばよいこと。

二 育児休業申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備の措置を講ずるに当たって、次に掲げる事項を定めることとする。

1 短期はもとより一か月以上の長期の休業の取得を希望する船員が希望するとおりの期間の休業を申出し取得できるように配慮すること。

2 可能な限り、複数の措置を行うことが望ましいこと。

三 その他所要の改正を行うこととする。